

訪日台湾教育旅行四国交流支援特使制度設置 要綱

(目的)

第1条 訪日台湾教育旅行四国交流支援特使（以下「特使」という。）は、四国ブロック広域観光振興事業推進協議会運営要領第9条の規定に基づき、教育旅行で四国を訪れた台湾の生徒が、四国滞在中に有益な体験や見学等の交流機会を通して四国の魅力を知ること、将来にわたり四国と台湾との架け橋となって相互交流が図れるよう、四国内の産官学民の関係者が連携し、支援を行うことを目的として設置する。

(委嘱)

第2条 四国ブロック広域観光振興事業推進協議会会長（以下「会長」という。）は、訪日台湾教育旅行の趣旨や目的を理解する次の各号に掲げる者の中から、四国ブロック広域観光振興事業推進協議会（以下「推進協議会」という。）の審査を経たものを特使として委嘱する。

- (1) 四国の産官学民の各分野の何れかにおいて幅広い見識を備えた影響力のある者
- (2) 台湾の生徒が四国滞在中に有益な体験や見学を提供できるよう助言や支援ができる者
- (3) その他、産官学民それぞれの場における四国と台湾の双方向の人的交流支援に協力できる者

(活動内容)

第3条 特使の活動内容については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 所属する企業や大学等が提供可能な体験や見学等の提案及びその調整等の支援
- (2) 四国滞在期間中における交流の提案及び交流時の支援
- (3) その他、産官学民それぞれの場における四国と台湾の双方向の人的交流支援への協力

(期間)

第4条 特使の委嘱期間は原則2年とし、双方に異議無き場合は、自動更新する。

2. 特使の任期途中で異動等があった場合は、当該者の後任の者が就任するものとする。この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。
3. 会長は、特使から辞退の申し出があった場合等のときは、委嘱を解くものとする。

(報酬等)

第5条 特使は、無報酬とする。

2. 特使活動において発生する費用については、原則特使が負担する。

(支援等)

第6条 特使活動のため、推進協議会は次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 報告会、意見交換会の開催
- (2) 訪日台湾教育旅行受入に関する情報提供
- (3) 特使の要望に応じた訪日台湾教育旅行受入時の視察等の調整
- (4) 四国における訪日台湾教育旅行を支援するホームページ（訪日台湾・四国教育旅行サポートセンター）による受入活動の紹介

(事務局)

第7条 特使に関する事務局は、推進協議会に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。